

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、経営の信頼性、健全性を高めるため、意思決定と業務執行における権限と責任の明確化、法令遵守に基づいた業務運営を基本としております。経営の健全性を確保することで株主価値も高まることより、コーポレート・ガバナンスを充実させることは経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

【基本方針】

- (1)株主の実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に努めます。
- (2)持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主を含む全てのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、合理的な範囲内で株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社は現在、書面による議決権行使制度を採用しており、現状で特に支障がないものと考え、議決権の電子行使制度を採用しておりません。また、海外投資家比率が低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳を採用しておりません。今後につきましては、海外投資家比率が10%以上となった場合や議決権の行使状況が著しく変動した場合など、必要だと判断した場合は採用する方針です。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬の割合や現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】

当社は海洋環境の変化、為替の変動、原油価格の変動等の外部要因によって、業績が大きく変動する可能性が高く、現時点では、業績連動報酬は採用しておりません。また、自社株報酬も実施しておりませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現時点で独立社外取締役を1名選任しており、主に法務面から、取締役会の業務執行に関して、適切な助言・監督をしており、独立社外取締役としての役割・責務を果たしております。

今後のガバナンス体制の更なる充実を図るため、必要に応じて独立社外取締役の増員もしくは機関設計の変更を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその概要の開示につきましては、今後の検討事項とします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が事業を継続していく上で、様々な企業との協力関係が必要であり、中長期的な視点で、事業戦略、取引関係の強化、地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、政策保有株式の新規保有や継続保有を判断します。

当社では、当該企業の企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを当社判断基準として個別の議決権の行使を行います。

主要な政策保有の継続・拡充・縮小・廃止につきましては、毎年1回、取締役会において審議しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、第三者との取引と同様に決定しております。また、取引金額に応じて、取締役会等にて承認、確認等を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の経営理念や経営戦略など

経営理念は当社HP(<http://www.nittoseimo.co.jp/>)、経営戦略については有価証券報告書にて公表しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書の基本的な考え方に記載しております。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金からなっております。当社取締役の報酬を決定するにあたっては、定時株主総会において、承認された報酬額の範囲内で内規に基づき役位に応じた定額報酬と業績を加味し、事前に社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会で決定しております。

(4) 取締役・監査役候補者の選任・指名を行うにあたっての方針と手続

取締役・監査役候補者は、当社の経営理念、経営戦略をもとに、営業、製造、管理のそれぞれの分野での知識、経験、能力等を総合的に評価・判断し選任しております。

また、社外取締役候補者は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っております。

取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、事前に社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会で決定しております。

(5) 取締役会が取締役・監査役の選任・指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知に候補者の概要について公表しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項と委任の範囲】

取締役会で意思決定すべき事項については、会社法で定める事項に加え、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めております。取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長決裁等に対応しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の候補者選定にあたり、会社法上の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性基準を参考にして、当社の経営に対し、率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験等を重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役20名以内、監査役は5名の員数の範囲内で、営業、製造、管理のそれぞれの分野での知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。

兼任の状況は、有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス順守を重視した研修を実施しております。

社外取締役・社外監査役には、当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時これらに関する情報提供を行っております。

また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、斡旋、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、中長期的な視点を持ち、受託者責任を適切に果たす株主等からの対話(面談)の申し込みに対しては、合理的な範囲内で、IR担当部署を中心に様々な機会を通じて建設的な対話を持つように努めてまいります。その中で、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

また、当社の事業実績や今後の経営方針等の説明の中で、未公表の重要な事実を伝えることがないように、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社土屋	215,909	8.28
日東製網従業員持株会	110,075	4.22
小林 宏明	91,422	3.50
日東製網取引先持株会	90,900	3.48
山田 充男	64,000	2.45
株式会社広島銀行	55,075	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	52,800	2.02
山田 恵子	45,200	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	42,100	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,400	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	4 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡 耕一郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡 耕一郎	○	——	弁護士として法務面における専門的な知識を経営に活かしていただけるものと判断し、さらに、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験をもとに、業務執行に対する監督機能を適切に果たしていただけるものと判断したためです。 また、当社と特別な利害関係がないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

任意の委員会の有無	なし
-----------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、定期的に打合せ及び情報交換会を開いております。その際、監査日程、監査計画等の協議を行っております。また、内部監査部門である内部監査室との連携については、内部監査室が実施した全ての監査結果報告書を社長に提出するとともに監査役にも提出する等随時情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立川 隆造	他の会社の出身者													
佐藤 卓己	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立川 隆造	○	——	総合商社出身で海外取引経験が豊富であり、主に海外部門の指導及び監査をしていただくため、社外監査役に就任しております。また、当社と特別な利害関係がないため、独立役員に指定しております。
			長年にわたり企業経営に携わり、経営全般にわたり、経験が豊富で知識を幅広く有してお

佐藤 卓己		り、当社の業務執行に対する適切な監査をしていただくため、社外監査役に就任しております。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社業績が外部環境の変化による影響を受けやすいため、業績と連動するインセンティブ制度は導入しておりませんが、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬の水準や割合を適宜見直しを行っております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	更新

役員報酬の内容は、取締役9名 174,330千円、監査役4名 12,780千円の合計 187,110千円となっております。
 (注) 1 報酬等には、役員退職慰労引当金の当期繰入額 33,210千円を含んでおります。
 2 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額 44,962千円を含んでおりません。
 3 上記のうち、社外取締役に対する報酬等は、1名4,320千円、社外監査役に対する報酬等は、3名 7,560千円であります。
 4 上記のうち、監査役の支給人員及び支給額には、平成28年7月27日開催の第115回定時株主総会終結をもって退任した社外監査役1名分が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金からなっております。当社取締役の報酬を決定するにあたっては、定時株主総会において、承認された報酬額の範囲内で内規に基づき役位に応じた定額報酬と業績を加味し、事前に社外取締役の意見を踏まえた上で、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて経営管理本部、内部監査室等の関連部署が、社外取締役及び社外監査役の業務のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査・監督について
 当社は、取締役・監査役制度を軸に事業運営を行っており、取締役会・監査役会を3ヶ月に1度以上開催し、経営戦略に関する議論と検討を

行っております。また、意思決定の迅速化を図るため、必要に応じ適時、臨時取締役会を開催しております。生産部門、営業部門では、定期的な会議を開催し各事業部門・グループ会社の方針の徹底を図っております。その他、収益改善委員会各分科会を月2度のペースで開催し、事業の合理化の推進を図っております。

社内監査体制では、監査役(3名中2名が社外監査役)が中心となり、本社、工場、営業所の監査を定期的に行い、業務の透明性を図っております。また、内部監査室は社内各部門の業務活動が、法令・諸規定に準拠し、適正に運営されているか、主に財務報告の信頼性確保の視点から活動しております。

会計監査人は、東陽監査法人を選任し、正しい経営情報を提供し、公正な立場から監査が実施される状況を整備しております。業務を執行した公認会計士は3名であり、監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名、その他2名であります。平成29年4月期において業務を執行した公認会計士の氏名等、所属する監査法人は以下のとおりです。

・指定社員・業務執行社員 野邊 義郎、久貝 陽生、安田 宏

・所属する監査法人 東陽監査法人

法務的課題、コンプライアンスに係わる事象は、法務監査委員会、コンプライアンス委員会を中心に法令順守の体制を整備しております。また、外部の顧問弁護士に適宜相談し、外部チェック機能としております。

2. 指名、報酬決定について

取締役候補者の選定や報酬の決定に際しては、会社の重要事項として、事前に社外取締役と協議して、取締役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としては、現在の企業規模・事業内容から判断して、重要な経営事項について客観的かつ十分な議論ができ、機動的に対応することが可能であることから、現体制で経営を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より早く招集通知を送付しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報のページへ決算短信、有価証券報告書、財務情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び経営企画室	
その他	株主総会終了後、每期株主懇談会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正、適時、適切な情報開示が実施できるような社内体制を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

業務の適正を確保するため、適用される法令を順守し、順次社内の体制を整備していくとともに、内部監査体制の充実を図っていきます。

業務の効率性を確保し、社内外のリスクを最小限にとどめる仕組みを構築することは、結果的にグループの安定的な成長に繋がることにより、今後とも内部統制システムの充実に努めてまいります。

(2) 整備状況

現状の当社グループの体制は、以下のとおりとなっております。

1. 当社グループ(当社及び当社子会社)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社グループの取締役会は、法令、定款、経営理念、社内規程に従い経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

2) 当社グループは、取締役、監査役及び使用人の法令順守を目的として、コンプライアンスに係る規程を整備し、周知と徹底を図る。

3) 法務監査委員会を設置し、コンプライアンス全般に関わる問題に対応する。また、役職員の法令・定款違反行為については同委員会より取締役に具体的な処分を答申する。

4) 当社グループのコンプライアンス体制を補完する機能として、内部通報システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 内部情報に関し、取締役会への報告事項等を整理するとともに、内部情報の公表担当を原則として広報を担当する部門長に限定する。

2) 文書管理規程を制定し、取締役会議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録のうえ保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループの各担当取締役が担当する業務部門における損失の危険を適切に管理するとともに、責任者への情報の伝達を早めることにより、危険リスクを最小化する。また、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理及び輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、危険の管理を行うため、マニュアルを作成し対応することとする。

2) 損失の危険が顕在化して重大な損害の発生が予想される場合、速やかに関連部署に連絡し、損害が最小となる対応策を検討し対応している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の重要事項については事前に社長と担当取締役において議論を行い、取締役会にて審議のうえ、それぞれの業務の担当取締役が業務執行を行っている。

2) 情報システム関連機器の利用により、電話会議等による業務の効率化、月次会計の迅速化を図り、取締役会で定期的に結果を検証することと、効率化を阻害する要因を排除・低減させ、目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

日東製網グループ規程を定め、子会社の取締役会、重要な会議、業績の状況、その他重要な事項については、子会社の各担当取締役から、当社へ定期的な報告を行うものとする。また、必要に応じ当社の重要な会議に招集することや、子会社の重要な会議に当社の担当取締役や使用人が出席することで、情報の共有化を図る。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1) 日東製網グループ規程を整備していくことで、グループ内の業務の適正を確保する。

2) 当社及びグループ各社における内部統制の構築は、法務監査委員会を中心として行い、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

3) 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1) 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項の補助を要請することができるものとする。

2) 補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役よりの指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

1) 取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を必要に応じ速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

3) 当社グループは、監査役へ報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

10. 監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役会にて年度監査計画を定め、計画的に監査を実施する。

2) 監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

3) 監査役は、重要な意思決定や業務執行状況を把握するため、取締役会を始め、本部会議等の重要な会議に出席することや、稟議書類の閲覧を必要に応じ、適宜行うことができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、「コンプライアンス規程」で定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力との関係を排除し、金品の提出や出版物の購読などの便宜供与は一切拒絶する。

反社会的勢力に対する対応は、コンプライアンス委員会が総括し、適切な対応、処理を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

